

国際協力事業団年報

1975

国際協力事業団

国際協力事業団年報

1975

国際協力事業団

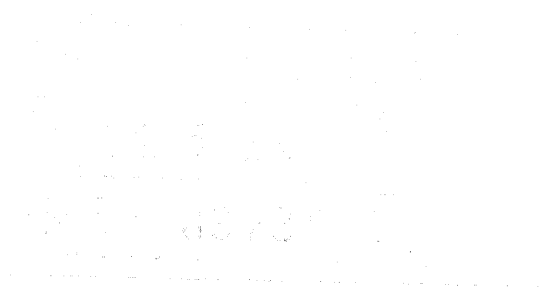
JICA LIBRARY



1001586[7]

国際協力事業団年報

1975



国際協力事業団

国際協力事業団		
受入 月日	'84. 5. 22	R000
		36
登録No.	06640	KA

マイクロ
フィルム作成

序

国際協力事業団は、海外技術協力事業団と海外移住事業団の事業を引継ぐとともに、さらに国際協力に必要な新しい事業を盛り込んで昨年8月1日に発足しました。当事業団の業務は、開発途上地域に対する政府の手による技術協力、青年海外協力隊事業、開発途上地域等の社会開発、農林業及び鉱工業の開発に必要な資金の供給と技術の提供等、中南米地域等への海外移住並びに技術協力等のための人材の養成・確保の5つの柱からなっています。

国際協力事業団は、設立後1年余を経過しましたが、ここに昭和49年度の実績を中心とした「国際協力事業団年報」を刊行することとなりました。当事業団としては、今後、毎年この年報を作成する予定ですが、これはその最初のものであります。

国際経済秩序が歴史的な変革の渦中にある現在、われわれに負託された任務は極めて重大であると痛感しております。当事業団の業務の円滑、かつ、効率的な推進のためには、広く国民的基盤でのご支持が必要であることは申すまでもありません。この意味で当事業団の事業の実績を広く発表し、各位のご理解を得ることはわれわれの責務であると考えます。

この年報が、何等かのお役に立てば幸いです。大方のご利用とご批判をお願いする次第であります。

昭和50年12月

国際協力事業団総裁 法眼晋作

国際協力事業団年報 (1975) 正誤表

ページ	項 目	誤	正
P. 30	下から7行目研修期間	50/8/25	50/3/25
P. 41	気象学	韓国 3, 韓国 1	韓国 4
P. 58	下から10行目	54.9%	54.7%
P. 59	表2最後の行	クウェート	クウェート
P. 61	上から3行目	転 移	移 転
P. 62	下から6行目	タウンターパート	カウンターパート
P. 68	下から13行目	空港にかかわる	空港にかわる
P. 70	表1の2	東南アジア漁業開発訓練センター	東南アジア漁業開発センター
P. 70	表2の16	報告書作成	報告書
P. 72	表2の7	キャピンゴ大学	チャピンゴ大学
P. 83	上から4行目	持 導	指 導
P. 84	上から4行目	目持したが	目指したが
P. 85	下から13行目	基礎調査を進み	基礎調査が進み
P. 89	下から5行目	機械供与	機材供与
P. 90	下から10行目	技術職員民間会社等	技術職員, 民間会社等
P. 92	下から10行目	身につけて技能労働者	身につけた技能労働者
P. 94	下から12行目	態勢に	態勢が
P. 103	ウオノギリダム建設計画調査1行目	勤告した	勧告した
P. 103	中部ジャワ観光開発計画調査5行目	あること重視し	あることを重視し
P. 105	カリマンタン地区資源開発協力2行目	協定折衝	協定折衝
P. 106	マニラマストランジット4行目	早急は	早急に
P. 106	マニラ都市交通計画4行目	調 査	調 整
P. 109	カントー大学農学部7行目	事情聴集	事情聴取
P. 110	トルコ, 1行目	基づい	基づき
P. 112	モロッコ4行目	析 衝	折 衝
P. 113	下から14行目	浄水道	浄水場
P. 119	注1 2行目	表1わす	表わす
P. 130	上から11行目	基づきに	基づき
P. 132	上から7行目	18台地	18台他
P. 139	上から5行目	農業開発イラン	農業開発, イラン
P. 139	表, 協力期間	①昭和43年~昭和46年 ②昭和43年~昭和49年	昭和43年~昭和49年
P. 143	上から16行目	トレーニング計画	トレーニング計画
P. 146	上から12行目	100 ha のを	100 ha を

ページ	項 目	誤	正
P. 150	下から8行目	模範農場の中リヴィアラ	模範農場の中、ヴィアラ
P. 152	上から7行目	灌漑排水路	灌漑排水
P. 156	上から7行目	渠	政
P. 160	1行目	ロックフィルダムである。西部	ロックフィルダムである西部
P. 164	下から9行目	主要業務であった、一方	主要業務であった。一方
P. 165	下から12行目	種子殖事業	種子増殖事業
P. 166	上から16行目	窯業建設材料	窯業、建設材料
P. 166	下から13行目	実態を態を説明	実態を説明
P. 175	上から20行目	昭和	昭和
P. 176	上から2行目	下 表	前 表
P. 178	上から11行目	ブギドノン	ブキドノン
P. 183	下から10行目	6日間。	6日間、
P. 189	上から1行目	(別図1)	削 除
P. 194	上から8行目	本人邦法	本邦法人
P. 197	下から15行目	カハマリカ	カハマルカ
P. 205	最終行	移住業農ア者訓練講習	ア・農業移住者訓練講習
P. 207	表2地区名	クビチ・ェック	クビチェック
P. 207	〃	ガルアペー	ガルアペー
P. 208	表3, (注)1	年 度	会計年度
P. 208	表3送出総数	2,303	2,930
P. 208	〃	527	643
P. 208	〃	756	819
P. 208	〃	110	154
P. 208	〃	232	283
P. 208	〃	11	13
P. 208	〃	30	36
P. 208	〃	24	26
P. 208	〃	93	113
P. 208	〃	15	23
P. 208	〃	4	3
P. 208	〃	435	488
P. 208	〃	4,540	5,531
P. 210	上から4行目	の整備を拡充	を整備拡充
P. 211	表7氏名	津野正毅	建野正毅
P. 223	最後の行	表23	表24
P. 224	アルゼンチン1行目	ボサ1ダス	ボサードス
P. 225	表21投資額合計	2,231,489	2,731,489
P. 225	(注)4.	入植戸数(含現地人)50.4.1 は現在の数	削 除
P. 226	表22入植地名	スラム	フラム

ページ	項目	誤	正
P. 227	表22分譲区画数前年度までの累計内地分譲計	1,295	1,297
P. 227	地図中の国名	ウリグアイ	ウルグアイ
P. 228	表23造成区画数アルトパラカ市街地計	167	186
P. 230	表24. 資金使途	生活物資の購売	生活物資の購買
P. 233	表25利息収入	81,758,442	81,758,422
P. 239	伯法人現地貸付計 上から8行目	はの前頁とおおり	は前表のとおり

国際協力事業団年報(1975) 正誤表

<統計資料編>

ページ	項 目	誤	正
P. 295	教育44年度中近東・アフリカ地域	1	空 欄
P. 295	教育44年度中南米地域	空 欄	1
P. 299	(2)-8 ラオス40年度その他	空 欄	1
P. 323	45年度要員合計	47	41
P. 324	行政総合計	31	41
P. 335	専門家等福利厚生費エジプト・アラブ	123	223
P. 336	研修員受入費トルコ	267,196	269,196
P. 336	開発調査費チュニジア	12,608	空 欄
P. 336	//トルコ	20,838	12,608
P. 336	//アラブ首長国連邦	空 欄	20,838
P. 336	//イエメン(南イエメン)	3,540	空 欄
P. 336	//イエメン・アラブ(北イエメン)	空 欄	3,540
P. 339	合計バプア・ニューギニア	30,200	33,738
P. 339	総合計バプア・ニューギニア	98,428	101,966
P. 344	研修員受入費中南米地域ジャマイカ	3,838	3,837
P. 349	44年度中南米地域チリ	0,572	10,572
P. 367	機材供与費46年度アフリカ地域ナイジェリア	448	548
P. 367	総合計ウルグァイ	8,043	空 欄
P. 368	45年度スリランカ	49,339	49,393
P. 370	専門家派遣費44年度 タイ	13,607	13,067
P. 370	地域名	アフリカ地域不能	アフリカ地域合計
P. 382	~42累計アフリカ地域, 国別分類不能	15,868	15,863
P. 387	表 1	脚注の4全文	削 除

目 次

第1章 総 説	3
1 国際協力事業団の設立及び業務	3
2 事業の概況と昭和49年度の実績概要	6
(1) 技術協力事業	6
(2) 青年海外協力隊事業	10
(3) 開発協力事業（投融資等）	10
(4) 海外移住事業	11
(5) 技術協力等の人材の養成・確保	12
(6) 管理業務	13
3 国際協力事業団の課題	13
第2章 技術協力事業	19
第1節 研修員受入事業	19
第1 事業の概況	19
第2 昭和49年度事業実績	20
1 集団研修コース	21
2 個別研修コース	50
3 第三国研修	53
4 研修関連業務	53
第2節 専門家派遣事業	57
第1 事業の概況	57
第2 昭和49年度事業実績	62
1 専門家派遣の事例	62
2 派遣関連業務	70
第3節 機材供与事業	71
第1 事業の概況	71

第2	昭和49年度事業実績	73
第4節	海外技術協力センター事業	73
第1	事業の概況	73
第2	昭和49年度事業実績	73
第3	各センター別の昭和49年度事業実績	81
1	継続センター	81
(1)	協定に基づくもの	81
ア	メキシコ・電気通信技術訓練センター	81
イ	タイ・スラタニ道路建設技術訓練センター	82
ウ	イラン・電気通信研究センター	83
エ	ウガンダ・職業訓練センター	83
オ	マレーシア・船舶機関士養成計画	84
カ	インドネシア・スラウエシ工業職業訓練センター	84
(2)	合意議事録に基づくもの	85
ア	シリア・鶏病予防センター	85
イ	トルコ・イスタンブール水産職業高等学校	86
ウ	マレーシア・MARAクアラランプール職業訓練校	86
エ	イラン・小規模工業技術訓練センター	87
(3)	協定、合意議事録期間終了のもの	87
ア	タイ・モンクット王工科大学	87
イ	パキスタン・電気通信研究センター	88
ウ	韓国・工業技術訓練センター	89
エ	ブラジル・繊維工業技術訓練センター	89
オ	インドネシア・水産市場開発計画	89
2	新規センター	90
(1)	協定に基づくもの	90
ア	スリランカ・高等水産講習所	90
(2)	合意議事録に基づくもの	91
ア	サウディアラビア・リヤド電子工業高校	91
(3)	調査・計画段階のもの	92
ア	エジプト・職業訓練センター	92
イ	ケニア・NYS職業訓練センター	92
ウ	イラク・電機産業訓練センター	92

エ	パール・水産加工センター	93
オ	韓国・大田職業訓練院	93
第5節	開発調査事業	94
第1	事業の概況	94
第2	昭和49年度事業実績	102
第6節	医療協力事業	119
第1	事業の概況	119
第2	昭和49年度事業実績	121
第3	主要プロジェクトの昭和49年度事業実績	126
1	韓国・産業労働災害対策及び寄生虫対策	126
2	フィリピン・住血吸虫症対策及びコレラ対策	128
3	ヴェトナム・チョーライ病院及びサイゴン病院	129
4	ラオス・タゴン医療センター	130
5	タイ・がんセンター、薬品研究所及びラマチボディ歯科大学	130
6	ビルマ・国立歯科大学	131
7	インドネシア・ジャカルタ中央病院及び家族計画	132
8	インド・らい研究	133
9	スリランカ・薬品検査試験所	133
10	ネパール・西部地域公衆衛生対策	133
11	アフガニスタン・国立WAK病院及びマラリヤ・結核対策	133
12	イラン・テヘラン大学医学部	134
13	エチオピア・天然痘対策	134
14	ケニア・ケニアウタ病院及びナクール病院	135
15	タンザニア・ダルエスサラーム大学医学部及び結核対策	135
16	ガーナ・ガーナ大学医学部	136
17	ナイジェリア・イフェ大学及びナイジェリア大学	136
18	コスタリカ・コスタリカ大学医学部	136
19	ブラジル・ポルトアレグレ市カソリック大学（成人病研究所）	137
20	パラグアイ・らい病対策	137
第7節	農業協力事業	137
第1	事業の概況	137
第2	昭和49年度事業実績	142
1	インドネシア・西部ジャワ食糧増産計画	142

2	インドネシア・タジュム地区農業開発	143
3	インドネシア・農業研究協力	144
4	インドネシア・ランボン農業開発	145
5	フィリピン・稲作開発協力	146
6	ヴェトナム・カントー大学農学部協力	146
7	ラオス・タゴン農業開発協力	147
8	マレーシア・農業機械化協力	148
9	タイ・養蚕開発協力	148
10	スリランカ・デワフワ村落開発計画	149
11	インド・農業普及センター	150
12	インド・農業研究協力	151
13	インド・ダндаカラニヤ農業開発	151
14	ネパール・農業開発	152
15	バングラデシュ・農業開発	153
16	韓国・農業研究協力	154
17	イラン・シスタン地域農業開発	154
18	タンザニア・キリマンジャロ農業開発	155
19	ブラジル・リベイラ川流域農業開発	156
20	インドネシア・養蚕開発	156
21	東南アジア地域プロジェクト・ファイディング調査	157
22	中近東地域プロジェクト・ファイディング調査	157
23	農業協力専門家現地研修機関開拓調査	157
24	農業水利開発計画基準の作成	158
25	農業開発協力実態調査	158
26	農業プロジェクト技術者連絡会議	159
第8節	開発技術協力事業	160
第1	事業の概況	160
第2	昭和49年度事業実績	161
1	インドネシア・東部ジャワ州とうもろこし開発協力	161
2	インドネシア・ランボン農業開発	162
3	タイ・大豆開発協力	162
4	タイ・オイルシード・ラボラトリー	162
5	タイ国・えび養殖開発協力	163

6	カンボディア・とうもろこし開発協力	164
7	タイ国・とうもろこし開発協力事業事前調査	165
8	ブラジル一次産品開発協力事前調査	165
9	サウディアラビア・建材（素材）の技術開発・標準化に係る事前調査	166
第3章 青年海外協力隊事業		169
第1	事業の概況	169
第2	昭和49年度事業実績	174
1	協力隊新業務方式，地方行事・活動	174
2	都道府県との協力	174
3	隊員派遣，シニア隊員	175
4	国別の協力活動状況	176
5	隊員の募集及び選考	182
6	現職参加体制	184
7	広報・啓発活動	186
8	劇映画「アサンテ・サーナ」の完成，「協力隊講座」刊行計画	187
9	帰国隊員対策，就職状況	187
10	派遣前訓練	188
第4章 開発協力事業		193
第1	事業の概況	183
第2	社会開発協力事業	195
第3	農林業開発協力事業	195
1	開発基礎調査	195
2	投融資審査等調査	196
3	投融資事業	196
4	開発技術指導	197
第4	鉱工業開発協力事業	197
1	開発基礎調査	197
2	投融資審査等調査	198
3	投融資事業	198
第5章 移住事業		199
第1	事業の概況	199

第2	昭和49年度事業実績	202
1	海外移住に関する調査及び知識の普及	202
2	移住者に対する訓練講習	205
3	渡航のための援助及び指導	206
4	移住者の事業等の相談及び指導	208
5	福祉施設の整備その他の援助	210
6	入植地の取得・造成・管理及び譲渡並びに取得のあつ旋業務	220
7	融資業務	223
8	関連業務及び直営業務	234
第6章	技術協力等の人材の養成・確保等事業	237
第1	事業の概況	237
第2	人材の養成	237
第3	人材の確保	240
第4	専門家等の福利厚生	240
第7章	管理業務	241
第1	事業の概況	241
第2	昭和49年度事業実績	241
1	広報関係事業	241
2	情報管理関係事業	241
3	調査・研究関係事業	241
4	専門家派遣関係業務	242
5	移住関係業務	242
6	各機関長等会議	242
付録	統計・資料編	243
	統計を見るとききの注意事項	244
●	技術協力等関係	245
	研修員受入・専門家及び協力隊派遣実績	245
(I)	研修員受入実績	245
(1)	地域別・業種別研修員受入実績累計表	245
(2)	年度別・地域別・業種別研修員受入実績	245
(3)	地域別・国別・業種別研修員受入実績累計表	249

(4) 国別による年度別・業種別研修員受入実績	254
(II) 専門家及び調査団派遣実績	285
(1) 地域別・事業別・業種別・専門家及び青年海外協力隊派遣実績累計表	285
(III) 地域別・国別・業種別専門家及び調査団派遣実績累計表	287
(IV) 地域別・国別・業種別協力隊派遣実績累計表	292
(V) 専門家派遣事業	294
(1) 年度別・地域別・業種別派遣実績	294
(2) 国別による年度別・業種別専門家派遣実績	297
(VI) 開発調査事業（通産省予算分を除く）	318
(1) 年度別・業種別調査団派遣実績	318
(2) 地域別・国別・業種別調査団派遣実績	318
(VII) 海外技術協力センター事業	321
(1) 地域別・国別・業種別要員及び調査団派遣実績	321
(2) 年度別・地域別・国別要員及び調査団派遣実績	324
(VIII) 医療協力事業	324
(1) 地域別・国別・業種別派遣実績	324
(2) 年度別・地域別・国別専門家及び調査団派遣実績	325
(IX) 農業協力事業	326
(1) 地域別・国別・業種別派遣実績	326
(2) 年度別・地域別・国別専門家及び調査団派遣実績	327
(X) 開発技術協力事業	328
(1) 地域別・国別・業種別派遣実績	328
(2) 年度別・地域別・国別専門家及び調査団派遣実績	328
(XI) 開発協力事業（調査団）	329
(1) 地域別・国別・業種別派遣実績	329
(XII) 海外開発計画調査事業（資源開発を含む）	329
(1) 年度別・業種別調査団派遣実績	329
(2) 地域別・国別・業種別調査団派遣実績	330
(XIII) 理科教育等海外協力事業	331
(1) 年度別・業種別派遣実績	331
(2) 地域別・国別・業種別派遣実績	332
(XIV) 青年海外協力隊派遣事業	332
(1) 年度別・業種別派遣実績	332

(2) 地域別・国別・業種別派遣実績	333
●技術協力に要した経費実績	334
I 地域別・国別・事業別（予算費目別）経費実績総表	334
1 経費実績累計	334
2 昭和49年度経費実績	342
II 地域別・国別・年度別経費実績	348
1 研修員受入費	348
2 専門家派遣費	351
3 メコン河開発調査費	356
4 アジア道路建設計画調査費	356
5 スマトラ縦貫道路建設計画調査費	356
6 開発調査費	357
7 海外技術協力センター費	359
8 機材供与費	362
9 医療協力費	364
10 農業協力費	368
11 開発技術協力費	372
12 専門家等福利厚生費	374
13 専門家養成確保費	376
14 開発協力費	377
15 青年海外協力隊派遣費	379
16 海外開発計画調査事業費	382
17 理科教育等海外協力事業費	383
●関連施設整備資金・試験の事業資金融資実績	386
●移住関係	386
表1 海外移住統計	386
表2 移住国別，年度別，渡航費支給移住者人数表	388
表3 出身県別，年度別，渡航費支給移住者人数表	390
表4-1 移住相談件数	392
表4-2 昭和49年国別移住相談件数	392
表4-3 昭和49年家族，単身別移住相談件数	392
表4-4 昭和49年形態別移住相談件数	392
表4-5 昭和49年性別移住相談件数	393

表4-6	昭和49年年令別移住相談件数	393
表4-7	昭和49年学歴別移住相談件数	393
表4-8	昭和49年経験年数別移住相談件数	393
図 1	わが国の海外移住の推移	394
図 2	戦後の海外移住の推移	396
図 3	戦後の海外移住者渡航先別内訳	397
図3-1	年令別内訳	397
図3-2	職業別内訳	397
図3-3	家族・単身別内訳	397
表 5	相手国設定入植地等概況	398
表 6	昭和49年度末貸付残高	402
表 7	移住地教育関係現況表	404
表 8	移住地医療関係現況表	406
表 9	委託栽培試験実績	408
表10	営農改善特別対策実績	409
表11	農家経営調査（調査戸数）実績	410
表12	市場調査実績	412
表13	雇用農家実態調査実績	413
表14	移住地適地調査実績	416
表15	中小企業移住調査実績（現地基礎調査業種）	418
表16	移住者子弟技術研修生本邦受入実績	419
表17	学生海外実習調査団派遣実績	420
表18	高校教師海外研修派遣実績	421
表19	中・高校生海外発展懸賞作文実績	421
●	参考資料	422
1	昭和49年中における開発途上国に対する資金の流れ	422
2	1970年～1974年におけるDAC加盟国のODA及び対GNP比	423
3	DAC加盟国のODAのグラント・エレメント（1973—1974）	423

本 編

第1章 総 説

1. 国際協力事業団の設立及び業務

(1) 国際協力事業団は、昭和49年8月1日に国際協力事業団法（昭和49年法律第62号）に基づき、開発途上国等に対する国際協力の実施機関として設立された。この事業団は、昭和37年に設立され専ら政府ベースの技術協力業務を実施してきた海外技術協力事業団と昭和38年に設立され海外移住業務を実施してきた海外移住事業団の業務を引継ぐとともに財団法人海外貿易開発協会の業務の一部を引継ぎ、更に新しい事業を加えて設立されたものである。以下この事業団の設立に至る背景について概説する。

周知のように、わが国は、日本の平和と安定は、世界の平和と安定の中においてのみ可能であり、その世界の平和と繁栄のためには開発途上地域の発展と安定が不可欠の要件であるとの認識に立って、開発途上地域の経済と社会の発展、住民の福祉の向上に寄与するための国際協力を積極的に推進している。同時に、かかる国際的な大事業に積極的に参加することは、世界で有数な経済力を持つわが国の大きな責務であると考えられている。このような基本的考え方に基づいて、わが国政府は、経済・技術協力の量の拡大、質の改善、対象分野の多様化、対象地域の拡大、国際機関への協力の拡充などあらゆる面において経済・技術協力の一層の強化を図るため、長年に亘り努力を払ってきている。一方翻って世界経済の動向を眺めてみると、国際経済秩序の激動期にあって「開発の危機」への懸念は強められつつある。更に資源問題に伴う国際経済上の諸問題については、多くの先進国及び開発途上国が苦悩しつつある。このような事情のなかで世界的規模における国際協力に対するわが国の責任は益々重く、その一層の充実が要請されてきている。以上のような背景を踏まえて国内的にはわが国の国際協力の中味についての再評価が加えられた。まず経済・技術協力についていえば、技術協力は、資金と資源を有効に結び付け、これを生産力化するための基盤を形成するもので、その役割の重要性は今後とも強調されなければならないが、わが国の経済・技術協力について最近強く指摘された問題の一つは、技術協力と資金協力との結び付きが必ずしも十分でなかったのではないかという点である。更に政府ベースの経済・技術協力と民間ベースの経済・技術協力との連携が不十分ではなかったかという点についての反省も大きな問題であった。技術協力と資金協力の一体化のためには種々の工夫が必要であるが、いずれにせよ両者を有機的に結び付けることが、広義の経済協力の効率的運用に資することは言うまでもない。また、政府ベースの協力と民間ベースの協力との結合についていうならば、民間ベースの経済協力の特徴は、資本と技術と経営力の一体化による産業開発の基盤の移転にあり、この意味で両者の有効な連携は、経済・技術協

力の有力な形態の一つであり、その積極的推進が図られることは極めて望ましいことである。

次に日本人の海外移住についてみるならば、南米に土地を求めて家族ぐるみ移住するという型のものは、従来に比し減少しているが、最近においては、受入国の選択的な外国人受入政策に沿った質の高い開発能力や適応力を具えた人材移動、人間交流としての移住の新しい意義が強調されてきた。更に海外における移住者及びその子孫の数は百五十万人に達しているが、これらの人達の現地での活動並びにその成果が国際協力の「地下水」的役割を果たしている事実を見逃してはならないし、また、これら関係諸国との国際的協力は、わが国にとって極めて重要な意味を持つとの認識が普遍化してきた。

このような国際的、国内的諸問題を背景に、わが国政府は、開発途上国の開発に一層貢献するためには、どのような形で資金と技術を組合せた協力が望ましいか、あるいはどのような形で官民の協調体制を推進することが望ましいかといった問題について、種々の具体的方策を検討するとともに、併せて従来技術協力業務の実施機関である海外技術協力事業団の機能及び海外移住事業を通じての国際協力の役割などを検討した。

国際協力事業団は、これらの検討の結果設立されたものであって、国際協力に関する事業の効率を高め、かつ、その質・量両面の改善を図り、もってわが国の国際協力の積極的な推進を目指しているものである。

(2) 国際協力事業団は、国際協力事業団法に基づき、主管官庁である外務省、特定事項についての共管官庁である農林省及び通商産業省の監督の下に、業務の実施にあたっては、国内では政府の諸機関、地方公共団体、民間機関等と密接な連絡を取り、その広範な協力を得るとともに、また海外では開発途上地域等の諸機関、国際機関等と連携して事業の円滑、かつ、効率的な運営を図るよう努めている。

国際協力事業団の業務は、大別して5つの柱からなっている。すなわち (1)政府ベースの技術協力事業 (2)青年海外協力隊事業 (3)開発協力事業 (4)海外移住事業並びに (5)技術協力等のための人材の養成及び確保がこれである。更にこれを具体的に述べれば、

第1の政府ベースの技術協力事業とは、条約その他の国際約束に基づく技術協力の実施であって、研修員の受入、専門家の派遣、機材供与、海外技術協力センター、開発調査、医療協力、農業協力、開発技術協力等の事業である。

第2の青年海外協力隊事業とは、開発途上地域の住民と一体となって、その地域の経済及び社会の発展に協力することを目的とする海外での青年の活動を促進及び助長する業務であって、海外協力活動を志望する青年の募集、選考及び訓練、条約その他の国際約束に基づき訓練を受けた青年の開発途上地域への派遣、海外協力活動に関する知識の普及及び国民の理解を増進することなどが業務の中味である。

第3の開発協力事業とは、開発途上地域等における文化、交通、通信、衛生、生活環境等の

社会開発並びに農林業及び鉱工業の開発に協力するための事業であって、これらの開発に付随して必要となる関連施設の整備に必要な資金の供給その他の業務である。具体的には、(1)は、海外経済協力基金、日本輸出入銀行から資金の供給を受けることが困難な事業に資金を供給する業務で、このような業務としては、(イ)各種の開発事業に付随して必要となる関連施設であって、周辺の地域の開発に資するものの整備、例えば支線道路、学校、病院等の建設、緑地帯等の整備、公共建築事業等に伴う上下水道施設の設置等に必要な資金の貸付け、債務の保証、(ロ)開発事業のうち、試験的事业であって技術の改良または開発と一体として行われなければその達成が困難であるか、またはその経営の基礎を安定させることが困難であると認められるものについての必要な資金の貸付け、債務の保証及び出資である。これらの資金の供給は、極めて緩和された条件で行われる。(2)は、国際約束に基づき、開発途上地域の政府等からの委託を受けて国際協力事業団自らがこれら地域の開発に資する施設等の整備事業を行う業務である。具体的には、農用地の造成または改良、農林業生産の基盤整備、森林造成、鉱工業用地の造成、鉱工業生産の基盤整備、産業公害防止施設の整備その他公共施設の整備事業等が考えられる。(3)は、前述の国際協力事業団が対象とする事業に必要な調査及び技術の指導を行う業務である。(4)は、わが国の民間企業が開発途上地域等において行う開発事業、とくに農林業開発等の分野においては、公的機関による技術指導を必要とする場合があるので、国際協力事業団の本来業務に支障のない範囲で当該開発事業に必要な技術の指導を行う業務である。

第4に海外移住事業とは、海外への移住者に対する援助及び指導等を国の内外を通じて一貫して行うもので、(1)海外移住に関する調査及び知識の普及、相談、あっ旋、(2)移住者に対する訓練、講習、渡航費・支度金の支給、渡航前宿泊施設の提供、引率等、(3)海外における移住者の事業、職業、生活に関する相談及び指導、(4)海外において、移住者の定着のために必要な福祉施設の整備等、(5)移住者の入植のための土地の取得、造成、管理及び譲渡並びに取得のあっ旋、(6)移住者もしくはその団体で海外において農業、漁業、工業等の事業を行う者に対する事業に必要な資金の貸付け、当該資金の借入れに係る債務保証または当該資金を供給するための出資、(7)海外において農業、漁業、工業等の事業で移住者の定着及び安定に寄与するものを行う者(移住者及びその団体を除く。)に対する事業資金の貸付けまたは当該資金を供給するための出資などが具体的な業務である。

第5は、技術協力等に必要なる人材の養成及び確保の事業であるが、これは、技術協力などに携わるに相応しい人材の養成及び確保のための諸制度の整備及び実施並びに各種研修計画の実施である。

第6に前述の各事業に関連した業務として各種情報資料の収集・分析・統計の作成、広報、事業効果の分析等の業務を行っている。

なお、前述の事業のほか、外務大臣の認可を受けて (1)東南アジア漁業開発センターの船舶

及び機材の調達業務、(2)国際連合その他の国際機関の行う技術協力に対する協力業務、(3)開発途上国の政府が独自の計画で招請する専門家または調査団の推せんに関する業務、(4)ブラジルにおける牧場経営、(5)ボリビア及びパラグアイにおける出荷調整のための倉庫経営、(6)海外経済協力基金等との共同出資による日本イタプア製油投資株式会社(在日本)、イタプア製油商工株式会社(在パラグアイ)の設立などの事業を実施している。

2. 事業の概況と昭和49年度の実績概要

(1) 技術協力事業

ア 研修員受入事業

研修員受入事業は、開発途上国の中級・高級技術者、行政官等を相手国政府の要請に基づいてわが国に受入れ、各分野での技術の研修、新知識の習得、再訓練を行うことにより、開発途上国の経済的、社会的発展に寄与し、併せて日本の産業、文化の紹介を通じ、彼我の友好親善に役立てることを目的としている。

この事業は、わが国が昭和29年にコロンボ・プランに加盟して以来、技術協力の中心的事業として優れた実績を残してき、国際協力事業団設立までに受入れた研修員は20,000名を超え、文字通り開発途上国の経済的、社会的発展を促す人材の開発・養成に大きな貢献をしてきた。

受入形態としては、わが国が予め設定した研修プログラムに沿って各国からの参加者を募る集団研修と、各国からの個別の要請に基づいて研修員を受入れる個別研修に分けられる。

昭和49年度は、集団研修、個別研修あわせて2,155名の研修員を受入れたが、その内訳は集団コースが135コース1,467名、個別研修が一般571名、高級27名、国連、GGベース90名であった。このほかに昭和48年度から引続くものとして、集団コース17コースで207名、個別研修が一般182名、国連、GGベース27名の研修が行われた。この昭和49年度の受入研修員2,155名を分野別にみると、行政分野が325名で最も多く、次いで農業283名を始め運輸、郵政、厚生、の各分野がそれぞれ200名を超えている。その他建設、軽工業、水産、重工業、経営技術、公益事業、化学工業、教育等の分野がこれについている。またこれを地域別にみるとアジア地域が1,313名で全体の6割を超え、次いで中近東、中南米、アフリカの順となっている。なお、この研修員受入にあたっては、わが国が海外において実施している協力プロジェクトの関係者(カウンターパート)の受入の計画的実施に留意しており、昭和49年度においては、この範疇の研修員が249名含まれている。また、昭和49年度においては、小規模であるが第三国研修(第三国の研修実施国とわが国が共同して研修を行うもの)が開始された。

なお、研修員受入事業の一環として帰国研修員に対するアフターケアに意を注いでおり、巡回指導、同窓会の強化育成、文献・機材供与等の事業を実施している。

イ 専門家派遣事業

専門家派遣事業は、研修員受入事業とともに技術協力の最も典型的な形態の一つであるが、これは開発途上国や国際機関に専門家を派遣し、相手国の政府機関や訓練機関などで計画立案、技術指導、助言などを行うものである。以下に述べる各種の協力事業においても専門家が派遣されているが、これらを含めて国際協力事業団設立までに派遣した専門家は9,400名に達している。

昭和49年度の新規の専門家派遣の実績は、以下の各種協力事業によるものを含め1,502名に達した。このうち、狭義の専門家派遣事業による新規の派遣専門家は309名（理科教育等海外協力事業による専門家を含む。）である。これを分野別にみると農林水産67名が最も多く、次いで公益事業、建設、重工業、郵政、運輸、鉱業の分野でそれぞれ20名ないし40名の専門家が派遣された。またこれを地域別にみると、アジア地域が193名で全体の6割以上を占め、次いで中近東、中南米、アフリカの順となっている。最近における専門家派遣の特徴としては、長期プロジェクトに対し専門家をチームで継続派遣する例が増えたこと、従って派遣期間が長期化したこと、インフラストラクチャ部門に対するコンサルティング・サービスの専門家が増えたことなどが挙げられる。

なお、専門家派遣に関連して、専門家が必要とする機材の購送業務を実施しているほか、専門家の教材、報告書を作成した。

ウ 機材供与事業

機材供与事業は、機材または設備等の不足に悩む開発途上国に対し、帰国研修員、派遣専門家等に関連するものに技術協力のために必要な機材を贈与するもので、人との有機的関連のもとに、開発途上国の経済的・社会的な開発の方途として実施されている。

昭和41年にこの事業が開始されて以来昭和49年度までに290件14億7千万円の供与がなされている。

昭和49年度においては、前年度からの繰越分を含めて28件約3億円に及ぶ電気通信、職業訓練、病院、養蚕、農業教育などのための機材が供与された。

エ 海外技術協力センター事業

海外技術協力センター方式の協力は、わが国政府と相手国政府との間で締結される協定等に基づき、わが国がセンター設置に必要な機械・設備の供与、指導等に必要な専門家の派遣、相手側カウンターパート育成のための本邦研修等を受け持ち、相手側はセンターの土地、建物の確保、相手国インストラクター、カウンターパート、事務職員等のリクルートと人件費及びセンター運営に必要な経費を負担することを建前とし、現地に所要の施設を設け、技術の訓練、演示、研究等を行うものである。この方式による協力は、現地の環境と実情にあった手段、方法を取り得る利点があり、デモンストレーション、普及などによる波及効果も大きいという点で極めて有効な技術協力の方式といえよう。

この方式による協力としては、農業、医療等の分野を含め、現在までに47に及ぶプロジェクトについて協力がなされているが、地域的にはアジア地域が半数以上である。また、協力の分野としては電気通信、道路建設、小規模工業、農業、畜産、漁業、職業訓練等多岐にわたっている。

昭和49年度においては、調査計画段階のものを含めて24のプロジェクトに対する協力が行われたが、韓国工業技術訓練センター及びウガンダ職業訓練センターについては、相手国の引継ぎ体制が確立されたため、同年度で協力を満了した。調査計画段階のものとしては、ケニヤNYS職業訓練センター、エジプト職業訓練センター及びイラク電機産業訓練センター、韓国大田職業訓練院、パルー水産加工センターの5センターがあり、前4センターについてそれぞれ実施または事前調査を実施している。また、新規に協力が開始されたセンターとしては、スリランカ高等水産講習所及びサウディアラビア王立リヤド電子工業高校がある。

オ 開発調査事業

開発調査事業は、国際協力事業団法上「開発途上地域における公共的な開発計画に関し、基礎的調査を行うこと」と規定されている。具体的には、開発途上国の経済発展に重要な役割を果たす産業基盤整備または生産増強あるいは地域総合開発等の公共的開発計画に関し、その国の政府の要請に基づいて調査団を派遣し、コンサルティング協力を行うものである。したがって、調査そのものが技術移転の効果を持つものであるといえる。

この事業は、昭和32年に開始され、以来国際協力事業団設立までに派遣された調査団員は、約3,000名に達している。この調査をプロジェクト・フェイズの観点からみると、プロジェクト・ファイナディング調査、マスタープランの作成のための調査、フィージビリティ調査、実施設計のための調査という形のものがある。

また、調査の対象からみると生産・産業基盤等の整備のためのもののほか、経済開発総合基礎調査、資源開発基礎調査、地図、海図の作成のための調査等がある。

昭和49年度には、約70調査団、700名（海外開発計画調査業務を含む。）の専門家が派遣されたが、このうちプロジェクト・ファイナディング調査、マスタープラン作成調査が半分を占め残りは事前調査、報告書説明、実施設計及びアフターケア等であった。また、地域的にはアジア地域が約半分中で中近東・アフリカ地域及び中南米地域がそれぞれ4分の1ずつの割合である。

なお、近年、開発調査事業は一國のみの特定分野の開発プロジェクトから複数分野あるいは多数国にまたがる総合的、地域開発的なプロジェクトにわたり、かつ、技術協力の一つとしての任務とともに資金協力との連携を強く要求されるようになってきている。また、昭和49年度から無償協力の対象となり得るプロジェクトを調査する特別案件調査を実施することとなった。

カ 医療協力事業

医療協力事業は、従来、専門家の個別的派遣による点的な規模のものであったが、昭和41年

から国内での協力体制の整備を図り、この点的な臨床面の協力体制中心のものを、各国の医療水準の向上を促すプロジェクト協力方式の事業を重点的に推進する体制に改め協力を行っている。その目的は、開発の担い手である開発途上国の住民の健康状態の改善への協力であり、診療等の直接的な医療面の改善とともに、衛生面の向上、各種のヘルス・マンパワーその他の医療水準の向上に寄与しようとするものである。その具体的内容は、医療関係専門家の派遣、資機材・薬品等の供与、プロジェクトのカウンターパートである医師等の本邦受入れの3つを有機的にコンバインして協力するものである。また、協力対象領域は、基礎医学の教育、各種感染症・風土病の調査研究及び撲滅対策、病院・研究機関・医科大学等の施設整備、環境衛生、成人病対策、人口問題・家族計画への協力、さらには、著名な医学者の公開手術、学術講演、供与医療機材の保守管理・故障機材の修理等のための技術者派遣等も行っている。

昭和49年度においては、20カ国39プロジェクトに対し、医師、技術者等の派遣、資機材供与等を行ったが、同年度から新たに協力が開始されたプロジェクトとしては、フィリピン及びタイの家族計画、インドネシアの中央生物学医学研究所、アフガニスタンの結核対策及びマラリア対策、タンザニアの結核対策がある（ほかにヴェトナムの新チョーライ病院に対する協力があるが、現地情勢の激変に伴い中止されている。）。

キ 農業協力事業

農業協力事業は、従来、専門家の個別派遣、センター方式による協力が中心であったが、近年では国民経済の発展に資する経済社会開発計画の一環としてのプロジェクトに対する協力へと規模の拡大と内容の転換をとげてきており、同時に農業教育、農業研究などの分野への協力も増大し事業内容も多様化してきている。これを大別すると(1)モデル農業開発プロジェクトに対する土地基盤整備、営農技術の改善・普及、農民の組織化などの総合的な協力、(2)大規模な村落総合開発への協力、(3)広範な地域の総合農業協力プロジェクトへの協力、(4)農業教育及び農業研究プロジェクトへの協力、(5)普及センター・プロジェクトへの協力を分けられる。

このように新しい種類の農業開発に取り組むようになったのは、昭和41年の東南アジア開発閣僚会議及び東南アジア農業開発会議を契機として翌昭和42年からである。昭和49年度に新しく協力が開始された韓国・農業研究協力、タンザニア・キリマンジャロ農業開発計画、ブラジル・リベira川流域農業開発、インドネシア・養蚕開発計画を含め現在までに24のプロジェクトに対し協力がなされてきている。

ク 開発技術協力事業

開発技術協力事業は、昭和42年から開始され、当初、わが国への輸入の増大が期待される開発途上国の一次産品についての開発輸入のための技術協力として発足したが、近年は、その目的が開発途上国の国際収支の改善、輸出振興という立場からの協力へと移りつつあり、対象品目も一次産品を中心に逐次一次産品の加工品まで範囲を拡大することが計画されている。

昭和49年度はインドネシア・東部ジャワ州とうもろこし開発協力,同ランボン農業開発協力,タイ・一次産品開発協力,同エビ養殖開発協力,カンボディア・とうもろこし開発協力など従来からの継続事業のほか,サウディ・アラビア・建築材料開発標準化計画の調査が行われた。

(2) 青年海外協力隊事業

青年海外協力隊は,昭和40年に事業が開始されたものである。青年の海外協力活動は,本来奉仕という精神に基づいて行われてきたものであるが,海外技術協力事業団法の下では,専門家派遣業務の一形態として実施してきた。しかし,国際協力事業団法では,開発途上地域の住民と一体となって当該地域の経済及び社会の発展に協力することを目的とする青年の活動を促進し,助長するための業務として明示された。

青年海外協力隊事業の意義は,広い意味では技術協力であるが,同時に民衆レベルでの国際的な人間交流であり,また国内的には次代を担う人間を形成する側面を持っていることにある。隊員の現地活動は多様で,派遣される地域,国によりまた協力の分野・業種によりその活動は千差万別である。

しかしながら,その活動に共通しているものは,現地社会の一員として,現地語で語り,住民の心情を理解し,その社会のルールと生活のリズムをつかみ,彼等の立場に立って考え,活動するということである。

事業開始以来昭和49年度までの隊員派遣数は19カ国に1,806名(50年度一次隊後期組の人数を含む。)であるが,昭和49年度においては,募集は年二回,派遣前訓練は年四回実施され,年度内に209名の隊員が派遣された。

(3) 開発協力事業(投融資等)

ア 投融資事業

国際協力事業団が行っている投融資事業は,従来のわが国の経済・技術協力体制では必ずしも十分に行い得なかった政府ベースの協力と民間ベースの協力との連携及び資金協力と技術協力との結びつきを強化し,それによって国際協力の質・量両面の改善を図ることを目指して,国際協力事業団の発足とともにその主要な業務の一つとして発足したものである。

投融資の種類としては住民の福祉向上に役立つ社会開発事業並びに農林業,鉱工業の開発事業に付随して必要となり,かつ,周辺地域の開発に資する関連施設の整備のための融資(関連インフラへの融資)及び債務保証と,開発事業のうち試験的に行われる事業であって技術の改良または開発と一体として行われなければその達成が難しいかあるいはその経営の基礎を安定させることが困難であると認められる事業に対する投融資(試験的事业への投融資)及び債務保証に分けられる。この資金供給等はわが国の民間企業に対して行われるのが原則であるがこの投融資を受けられる場合は,「関連インフラ」については本体である開発事業に対し日本輸出入銀行,海外経済協力基金等からの資金の供給があり,かつ,関連インフラには日本輸出入

銀行、海外経済協力基金からの資金供給が困難であること、また「試験的事業」については、日本輸出入銀行、海外経済協力基金の資金供給を受けることが困難であることがそれぞれ前提になっている。

融資条件は、「関連インフラへの融資」の場合は、原則として貸付期間20年以内、据置期間5年以内、金利年率2%以上、貸付限度額は事業団が適当と認める金額等であり、「試験的事業への融資」の場合は原則として、金利年率2.5%以上、その他は「関連インフラへの融資」と同様となっている。

昭和49年度は、融資のみが行われ、14案件2,790百万円の融資契約がなされた。

イ 開発協力調査・技術指導事業

前記の投融资事業に関連しての基礎的な調査、その他必要な調査、技術指導を行うこと並びに開発事業に従事する本邦法人等からの要請に基づき、その事業に必要な技術指導を行うことが事業団の業務として法律上規定され新規事業として実施されつつある。このうち、技術指導については、昭和49年度に農林業関係で「農業協同組合リーダー養成コース」と「林業開発現地従事者リーダー養成コース」に研修員を各7名受入れた。

(4) 海外移住事業

海外移住が戦後再開されたのは昭和27年であるが、近年内外情勢の大きな変化に対応して、海外移住に対する新しい考え方とこれに基づく目標や施策の方向付けが切望されるに至り、とくに移住者に対する援助が移住地及びその周辺をも含めた地域全体の経済・社会の発展に寄与するという開発協力の効果の面での認識が強調されるようになった。国際協力事業団の発足とともに海外移住がその主要業務の一つの柱として展開されることとなったのもこのような趣旨に基づくものである。

移住事業は、海外移住に関する知識の普及、相談に始まり、移住のための指導・援護、移住者の生活全般にわたる指導・援助、移住者入植のための土地の取得・造成、移住者の事業資金の融資等移住について国の内外を通じて一貫して各般の援助業務を行うものである。

昭和27年から昭和48年までの間に旧海外移住事業団等が中南米向け渡航費を支給した移住者の数は、ブラジル、パラグアイ、アルゼンチンを中心に約64,000名、カナダ向けは、昭和41年から昭和48年までで約5,400名に達し、入植面積及び入植戸数も国際協力事業団直営入植地が約34万6千ha、相手国設定入植地等が約110万haに達し、それぞれに約2千戸及び1千戸の日本人入植戸数を数えるにいたった。

昭和49年度の移住事業は、同年、国内、海外の全機関長会議を東京において開催し、移住事業の推進のための施策についての討議を行ったのを初めとし、国内業務、現地業務を含めて業務の質的向上に力が注がれた。まず、国内業務では、海外移住に関する啓発、相談、あっ旋に重点を置き、新規相談件数は約8,100件を数え、前年度比11.9%増の実績を残した。訓練講習

関係では、新しく農業移住者の訓練講習のためのセンターをサンパウロ市近郊のジャカレイ移住地内に建設した。

次に現地業務は、従来業務の質的改善を目指し、とくに移住者の定着のための福祉施設の整備その他の援助に力が注がれ、医療衛生、教育普及を中心に、寄宿舎を含む教育施設や生活改善のための公民館建設、移住地への電気導入などがブラジル、パラグアイ、ボリビア、ドミニカ、アルゼンチンの入植地になされた。

次に営農指導業務では、パラグアイ農業総合試験場、アマゾン熱帯農業総合試験場等の施設整備、入植地業務では、ブラジル・リオデジャネイロ市郊外に雇用農移住者の独立用地の一部として約36haの土地を取得したほか、パラグアイ、ブラジルの大型入植地で257区画の造成がなされた。

なお、昭和49年度において旧海外移住事業団または国際協力事業団から渡航費の支給を受けて移住した者は354名である。

(5) 技術協力等の人材の養成・確保

技術協力等を推進するためには、その担い手であるすぐれた人材を養成・確保することが重要な課題となる。わが国からの派遣専門家については、従来からわが国の国民性もあり国際性に乏しいという指摘がなされ、とくに語学能力の向上が要請されているところである。しかしながら、このような問題に対応する従来の体制は必ずしも十分でなく、そのために、国際協力事業団の発足に際しては、その業務の一つとして、法律にとくに「必要な人員の養成及び確保を行うこと」が明文化され各般の改善が図られることとなった。

ア 人材の養成事業

派遣専門家は、国内的には各々の分野で技術的に完成された者であるが、海外で技術指導、開発調査を行うためには、一般に語学力の向上、協力理念の理解、技術指導方法の習得、開発途上国事情の精通等が必要であり、更には技術面においても、とくに周辺分野または特殊分野の技術習得・レベルアップが必要である。

このために、従来から行われていた派遣前研修に加え、中期及び長期研修が実施されることになった。

(7) 派遣前研修は、派遣が決定した専門家に対し、派遣直前に実施するもので、語学、任国事情、人間関係、健康管理及び派遣の仕組み等のオリエンテーションを行っており、昭和49年度には年8回開催された。

(1) 中期研修は、長期研修とともに、国際協力事業団として始めてとり入れた研修であり、プロジェクトの交替要員など将来派遣が予定される技術者等に対し、語学研修、技術研修、一般教養研修等を行うことにより、専門家を養成、確保しようとするものである。昭和49年度は、一般（社会開発）、農業、鉱工業コースの3分野で実施された。

(ウ) 長期研修は、技術協力を本来の業務とするような高度な技術協力マンの養成を目的とするもので、2カ年間の海外研修により語学力はもとより、開発協力に精通した技術者の養成を目的としている。昭和49年度は、オーストラリアの英連邦科学産業研究庁家畜研究所とオランダの国際土地開発改良研究所にそれぞれ1名を派遣した。

イ 人材の確保事業

特別嘱託として、昭和49年度に確保した人員は32人であって、これは国際協力事業団の専門家を派遣の推進に大きく寄与している。国際協力事業団としては優れた専門家を確保し、開発途上国の要請に応じて行くべく、確保要員の身分の安定、処遇の適正化を図っている。

(6) 管理業務

(ア) 広報出版業務としては、「年報」、「国際協力」誌等を刊行し、またマス・メディアを利用した海外取材テレビ番組を放映した。

(イ) 情報管理業務としては、技術協力等実績を集計のうえ刊行するとともにDAC、コロンプラン事務局等国際機関に提出するレポートの作成、また各種受入図書資料の整備を行った。

なお、前年度に引続き電算機導入業務を実施した。

(ウ) 派遣前専門家、赴任中専門家に関連する業務として処遇等制度の改善を計画するほか、専門家とのコミュニケーション誌「エキスパート」を発刊した。

(エ) 業務の企画、立案並びに分析に資するため、協力事業の効果測定等を実施したほか先進諸国のエバリュエーション調査に関する情報・資料の収集、分析に努めた。

(オ) 青年海外協力隊事業関係では、業務関係資料の作成、応募者の意識調査等を行った。

(カ) 海外移住事業関係では、事業に関する調査、各種移任地関係資料等を作成するほか、国内、海外各機関における移住業務をより効率的に運営、実施すべく援助、指導を行った。

3. 国際協力事業団の課題

(1) 1974年のわが国の経済協力の額は、石油危機後の世界的景気後退、国内経済情勢の悪化を反映して前年に比し半減し、国民総生産に対する比率は0.65%であった。同年のOECD開発援助委員会(DAC)加盟国全体の政府開発援助(ODA)は、113億ドルで前年に比し21%増加したのに対し、わが国の政府開発援助は、1,126.2百万ドルで前年に比し微増であり、対国民総生産比は前年と同率の0.25%であった。また、その額は、DAC加盟国中第4位であった。

流動する国際的政治経済情勢のもとで、国際社会の平和と安定及び世界経済の調和ある発展を図ることが今や世界的課題であるが、この中であって後発開発途上国ないしMSAC(石油危機等により最も深刻な打撃を受けた国)の困難への対応、開発途上国のナショナリズムへの適切な対応、食糧・資源・エネルギー問題、人口問題への積極的取組みなどが南北間

の協調と調整のためにますます重要となる問題であろう。このように世界的に深刻な問題に悩みつつあるとき、先進国の主要な一員として経済・技術協力を推進してきたわが国に対する国際的期待は極めて大きい。とくに経済・技術協力の量的拡大と質的改善はわが国にとって重要な課題である。国際協力事業団が実施している経済・技術協力がわが国のODAの中に占める割合は、量的にみれば現在のところその1割未満に過ぎないが、種々の困難な諸問題を克服して政府開発援助の拡充に今後とも努力を傾注する必要があるわが国の立場を考へるとき、その一環としての国際協力事業団の業務の量・質の改善はわれわれの大きな責務であろう。その中で技術協力についてみるならば、わが国の技術協力がODAの中に占める割合はDAC加盟諸国の平均20%以上に比較し5%台であり、今後の量的拡大に対応して、国際協力事業団としても一層の努力を傾けなければならないであろう。

- (2) 国際協力事業団の事業は、経済・技術協力、青年海外協力隊事業、海外移住事業と広い意味での国際協力更には国際交流の仕事である。その事業の遂行にあたっては、事業の性格及び内容からして、政府の各機関を始め、地方公共団体、民間企業を含めた関係諸機関との広範な連絡体制が不可欠である。また、その事業は、国民的基盤での支持の下に遂行されるものでなければ十分な効果は期待できない。この意味でわれわれとしても国民的合意の形成に寄与するために必要な諸般の努力を払う必要がある。すなわち、関係有識者との不断の対話、国民に対する啓蒙活動、関係機関との緊密な連絡等の充実はその具体的な施策であろう。なお、これに関連し国際協力事業団法に「業務の運営については、地方公共団体と密接に連絡するものとする。」と明記されている。
- (3) 国際協力事業団が行っている事業は、それぞれの歴史を持っているが、総じてその実施体制の骨組みができてからの年月は長いとはいえない。またその中で経済・技術協力については、わが国経済の高度成長とも相俟って量的に急速に拡大されたこともあり、諸般の制度・仕組や人的・物的な実施体制の基盤が十分に整備されていない面がある。しかも事業そのものが世界的に新しく、かつ、海外の諸国を相手とし、流動する諸事情に即応して実施しなければならない性質のものであるため、その方式ややり方にも試行錯誤の面がみられた。国際協力事業団としては事業の一層の効率的運営のための工夫と努力を断えず続けていく必要があるであろう。
- (4) 次に各事業についての個別の課題を説明する。

第1に技術協力について述べるならば、海外技術協力事業団以来その体制の改善に幾多の工夫が加えられてきたし、また国際協力事業団の設立後も研修員の待遇の改善、専門家の身分、待遇等の改善、資金協力との結び付きの強化などの改善措置がとられつつあるが、なお未だ改善すべき課題が見受けられる。そのうち主なものをいくつか具体的に述べる。(1)研修員受入事業については、研修員の研修・宿泊施設として、既存の東京・大阪・名古屋・内原・神奈川・

兵庫の各国際研修センターに加えて、昭和51年春に八王子市に新センターが完成するので、その研修・宿泊事情の窮屈さの緩和に大きな役割を果たすものと考えられるが、更に研修員の待遇の一層の改善、事業開始以来すでに2万名を超えた帰国研修員に対するアフターケア活動の充実などが今後の問題であろう。(2)専門家の派遣事業については、後述する人材の確保・養成のための諸制度の整備は、この事業の大前提として当然のことであるが、要請案件の審査・選択の体制整備、派遣に関しての事前調査の強化、各種協力事業(2国間ベース、多国間ベース等)の有機的連携の強化などが現在検討中の要改善事項であり、関係機関の協力も得て早急にその具体化を図ることが緊要である。(3)機材供与事業については、事業の効率からみて、時宜を得たまた、現地サイドの具体的ニーズに最適の供与が必要なことはいうまでもなく、この点の一層の改善努力を図らなければならない。(4)海外技術協力センターについては、この方式による協力は、彼我相互に分担する人的、物的費用も大きく、また比較的長期にわたるプロジェクトであるのでその実施にあたっては、相互に十分な意志の疎通と綿密な計画に基づく協力体制での実施が特に肝要である。この点必ずしも十全でなかった場合もあり、今後とも改善に努力すべき課題である。(5)開発調査事業は、技術協力の一つとしての任務を負わされている一方、この調査は借款、無償協力といった協力事業のいわば前段階の整理、準備としての調査を行い資金協力等の可否の判定のための材料を提供する重要な任務を持っており、資金協力等との連けいについて一層留意する必要がある。またその実施にあたっては、関連プロジェクトとの整合性の確保、調査方法の改善等のため国内外の援助機関との有機的連携の強化、有償による調査要請へ対応する体制の整備等が一層改善すべき課題であろう。(6)医療協力事業については、その実施にあたり、要請国の医療面の発展レベル—衛生面、疾病の発生パターン之差—とニーズの実態を踏まえてそれに即応して進める必要があるが、更に最近においては、対象国の経済社会開発計画の中の医療面での役割に即した病院・教育施設等の不動産供与を伴うプロジェクトへの協力が要請されるケースが多いが、国際協力事業団としては、このような要請に対応し得る人的能力の動員体制を準備していかなければならないであろう。また、人口問題に対する寄与も大きな問題であり、この面で更に大きな貢献をするための体制作りをすることが望まれる。なお、派遣専門家に対する熱帯医学研修の充実を一層強化する必要がある。(7)農業協力事業については、とくに最近広域な農業開発協力が展開されるようになったことに伴い、その実施にあたっては、各分野・手段を調整するとともに資金協力・民間協力との連携、現地の研究・普及機関の機能・活動との調整等に一層の留意をすることが重要な問題となってきた。(8)開発技術協力は、対象を一次産品を中心に逐次一次産品の加工品にまで範囲が広がられるほか、地域住民の生活向上を重視する総合開発方式への協力体制へと充実されつつあるが、これに広じてきめの細かな事業の実施が必要になってこよう。

第2に青年海外協力隊について述べるならば、この事業は発足後10年を経過し、業務のシス

テムはようやく定着し、事業も軌道に乗りつつあるが、更にこの事業を一層国民的基盤に立って推進していくためには、いくつかの課題を克服していかなければならない。すなわち、(1)まず現職者の参加促進がある。現職参加者の勤務先に対する人件費補填制度、所属先に対する間接諸経費の補てん制度はあるがいずれも緒についたばかりである。これらの制度の充実とともに幅広い国民的支援のもとに一企業一団体ごとに現職者参加の実例を積み重ねていく根気と努力が必要である。(2)次に募集のシステムの改革である。集中的な募集活動は今後とも充実していくが、従来実施してきた希望者の登録制を廃止し、願書は募集期毎に一回限りとする制度に切換えたことに伴い、今後志願者の質の一層の向上に努める必要がある。(3)としては訓練のより一層の充実が挙げられるが、要するに、協力内容の多様性に即応した効果的な訓練の実施である。(4)は帰国隊員が開発協力の体験者としてその能力を発揮できるよう、相応しい領域での活動を開発することである。更に以上の諸問題を通じ、基本的には、地方公共団体、隊員OB会、関係団体等との相互協力関係の増進、有識者による支援等を通じてのこの事業に対する国民的支援の気運の一層の醸成である。青年海外協力隊員を描いた初の劇映画「アサンテ・サーナ（わが愛しのタンザニア）」の全国的規模での上映が、地方公共団体、青年団体、経済・産業界の支援で進められているのは、この気運の高揚に一つの転期を画するものであろう。

第3に投融資等について述べる。この投融資等事業は、国際協力事業団としては新規事業であるが、この事業の基本的方向としては、従来のわが国の経済・技術協力体制では十分ではなかった技術協力と資金協力の有機的結び付きの強化を図ることであり、われわれとしては、この方向に沿って実効のある成果を挙げなければならない。今後、国際協力事業団が指向する投融資案件としては、農林業及び鉱工業の開発プロジェクトに限らず、社会的基礎部門に属するプロジェクトに関連した案件も取り上げていく必要がある。更に投融資承諾にあたっては、経済協力の効果という側面、換言すれば、現地社会へのインパクトを強く考慮するとの観点での検討も十分に加えられることが肝要であることはいうまでもない。なお、投融資事業等に関連した調査、技術指導も積極的に進めなければならないと考えられる。

第4に移住事業について述べる。海外移住は長い歴史を有しているが、本格的な国際化時代を迎え、国際協力としての移住業務は益々増大しつつある。しかし、これに対する国民の一般的理解と対応は未だ十分でないと思われる。一方ブラジル、パラグアイなどの諸国においては、移住者及び日系人の貢献度を高く評価し、今後とも日本からの移住者の受入れについて選択的とはいえ積極的、かつ、好意的である。移住者が受入国の良き市民として適応発展することは、長期的には人類の相互理解に基づく平和と繁栄に寄与する定住型の人間交流である。このような観点に立って、具体的な移住事業の実施にあたっては、まず、最近における移住を取りまく内外情勢（政治・経済・社会動向など）の微妙な変化を洞察しつつ、移住の主役である青年層の意識や欲求の多様化に対応する施策を講ずることが肝要である。次に移住形態の近代

化に努めるとともに技術と対応力を具えた優れた移住者の育成に努める必要がある。また、適切な技術・経営指導、資金援助等については、地域別や階層別に実状に即したきめの細かい施策を地道に続ける必要がある。更に開発途上国の奥地集団移住地の村造りのためには、周辺地域を含む地域総合開発の推進がある。このためには、受入国との提携に加え、移住事業と経済・技術協力事業との積極的な協調を進めることが効果的である。このような姿勢に立って日本人移住の歴史の重みと実績を踏まえ、更に新しい時代に即応した移住事業を育てることが、国際協力事業団に課せられた任務であろう。

第5に技術協力等のための人材の養成・確保について述べる。人材の養成・確保は、従来の技術協力の体制においては、積極的な改善が強く望まれていたものであり、国際協力事業団としては、業務の大きな柱の一つとして重視していかなければならない事業である。すでに人材養成のための各種の研修制度も一応の軌道にのり、また人材確保のための諸制度も整いつつあるが、未だ十分とはいえない。研修制度についていえば、研修参加者の所属先の全面的なバックアップが特に重要であり、また、国際協力事業団としても、研修内容の改善はもとより、参加を容易にするための条件作りに一層の努力をする必要がある。また人材の確保については、専門家の身分の安定、処遇の適正化に関し福利厚生的一面も含め引続き改善整備しなければならない。

(5) ~~昭和50年8月18日~~、対外経済協力審議会は「今後の開発協力の推進について」と題する中間答申を出したが、その中において、技術協力の拡充、研究協力の推進、無償資金協力の充実、インフラストラクチャ整備・農業開発・地域開発・医療保健・教育などの分野への協力の重視、政府開発援助と民間ベースの活動との有機的連携または一体化の促進、人材の養成確保とコンサルティング企業の育成強化など国際協力事業団の業務に直接関連のある事業について数多くの提言がなされている。国際協力事業団としても、これらの趣旨を現実の仕事の中に生かし、事業の効率的遂行に最大の努力を傾注していかなければならない。